

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-1006 改0
提出年月日	平成30年8月14日

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所 工事計画審査資料
放射性廃棄物の廃棄施設
(堰その他の設備)

(本文)

放射性廃棄物の廃棄施設

2.5 堰その他の設備

- (2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰
- a. キャスク搬出入用出入口
 - b. サイトバンカトラックエリア出入口
 - c. 廃棄物処理建屋機器搬出入用出入口
 - d. 雑固体ドラム搬出入用出入口
 - e. ドラム搬入室出入口
 - f. 廃棄物処理建屋出入口
 - g. 焼却設備機器搬出入用出入口
 - h. 連絡配管路出入口（中廊下（二階））
 - i. サイトバンカ非常用出入口
 - j. 連絡配管路出入口（廃棄物処理棟ハッチ室（二階））

3 堰その他の設備に係る次の事項

(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰（放射性廃棄物運搬容器にあつては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備）の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

		変 更 前		変 更 後	
名 称		キャスク搬出入用 出入口		キャスク搬出入用 出入口*1	
種 類*2		—		堰	
主要寸法	堰 の 高 さ	mm	150 以上*3, *6		
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—	床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面		
材 料	堰	—	鉄筋コンクリート		
	床面及び壁面の塗装*4	—	エポキシ樹脂		
取付箇所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	—		
	設 置 床	—	廃棄物処理建屋 EL. 8.30 m*5		
	溢水防護上の 区画番号	—	—		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—		

変更なし

注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。

*2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合の事項を記載。

*3：EL. 8.30 mからの高さ。

*4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サイトバンクトラックエリア（一階）」と記載。

*6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm以上」と記載。

		変 更 前		変 更 後	
名 称		サイトバンカトラック エリア出入口		サイトバンカトラック エリア出入口*1	
種 類*2		—		堰	
主要 寸法	堰 の 高 さ	mm		150 以上*3, *6	
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—		床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面	
材 料	堰	—		鉄筋コンクリート	
	床面及び壁面の塗装*4	—		エポキシ樹脂	
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—		—	
	設 置 床	—		廃棄物処理建屋 EL. 8.30 m*5	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—	

変更なし

注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。

*2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合は事項を記載。

*3：EL. 8.30 mからの高さ。

*4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サイトバンカトラックエリア（一階）」と記載。

*6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

		変 更 前	変 更 後	
名 称		廃棄物処理建屋 機器搬出入用 出入口	廃棄物処理建屋 機器搬出入用 出入口*1	
種 類*2	—	堰	変更なし	
主要 寸法	堰 の 高 さ mm	150 以上*3, *6		
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—		床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面
材 料	堰	—		鉄筋コンクリート
	床面及び壁面の塗装*4	—		エポキシ樹脂
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—		—
	設 置 床	—		廃棄物処理建屋 EL. 8.30 m*5
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。

*2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合の事項を記載。

*3：EL. 8.30 mからの高さ。

*4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「機器搬出入用トラックエリア（一階）」と記載。

*6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

		変 更 前	変 更 後	
名 称		雑固体ドラム 搬出入用出入口	雑固体ドラム 搬出入用出入口*1	
種 類*2	—	堰	変更なし	
主要 寸法	堰 の 高 さ mm	150 以上*3, *6		
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—		床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面
材 料	堰	—		鉄筋コンクリート
	床面及び壁面の塗装*4	—		エポキシ樹脂
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—		—
	設 置 床	—		廃棄物処理建屋 EL. 8.30 m*5
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。

*2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合は事項を記載。

*3：EL. 8.30 mからの高さ。

*4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「ドラム搬入室（一階）」と記載。

*6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

		変 更 前	変 更 後	
名 称		ドラム搬入室 出入口	ドラム搬入室 出入口*1	
種 類*2	—	堰	変更なし	
主要 寸法	堰 の 高 さ mm	150 以上*3, *6		
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—		床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面
材 料	堰	—		鉄筋コンクリート
	床面及び壁面の塗装*4	—		エポキシ樹脂
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—		—
	設 置 床	—		廃棄物処理建屋 EL. 8.30 m*5
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

- 注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。
 *2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合は事項を記載。
 *3：EL. 8.30 mからの高さ。
 *4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。
 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「ドラム搬入室（一階）」と記載。
 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

		変 更 前	変 更 後	
名 称		廃棄物処理建屋 出入口	廃棄物処理建屋 出入口*1	
種 類*2	—	堰	変更なし	
主要 寸法	堰 の 高 さ mm	150 以上*3, *6		
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—		床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面
材 料	堰	—		鉄筋コンクリート
	床面及び壁面の塗装*4	—		エポキシ樹脂
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—		—
	設 置 床	—		廃棄物処理建屋 EL. 8.30 m*5
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

- 注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。
 *2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合は事項を記載。
 *3：EL. 8.30 mからの高さ。
 *4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。
 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「中廊下（一階）」と記載。
 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

		変 更 前	変 更 後	
名 称		焼却設備機器 搬出入用出入口	焼却設備機器 搬出入用出入口*1	
種 類*2	—	堰	変更なし	
主要 寸法	堰 の 高 さ mm	150 以上*3, *6		
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—		床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面
材 料	堰	—		鉄筋コンクリート
	床面及び壁面の塗装*4	—		エポキシ樹脂
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—		—
	設 置 床	—		廃棄物処理建屋 EL. 15.80 m*5
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

注記 *1：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。

*2：浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合は事項を記載。

*3：EL. 15.80 mからの高さ。

*4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「焼却炉室（二階）」と記載。

*6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

			変 更 前	変 更 後
名 称			連絡配管路出入口 (中廊下 (二階)) *1	撤去
主要 寸法	堰 の 高 さ	mm	150 以上*2, *5	
床面及び壁面の塗装の範囲*3		—	床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面	
材 料	堰	—	鉄筋コンクリート	
	床面及び壁面の塗装*3	—	エポキシ樹脂	
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	—	
	設 置 床	—	廃棄物処理建屋 EL. 15.80 m*4	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「(8) 連絡配管路出入口」と記載。

*2: EL. 15.80 mからの高さ。

*3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「中廊下 (二階)」と記載。

*5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

			変 更 前	変 更 後
名 称			サイトバンカ非常用 出入口	撤去
主要 寸法	堰 の 高 さ	mm	150 以上*1, *4	
床面及び壁面の塗装の範囲*2		—	床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面	
材 料	堰	—	鉄筋コンクリート	
	床面及び壁面の塗装*2	—	エポキシ樹脂	
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	—	
	設 置 床	—	廃棄物処理建屋 EL. 15.80 m*3	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

注記 *1: EL. 15.80 mからの高さ。

*2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「サイトバンカエリア（二階）」と記載。

*4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

			変 更 前	変 更 後
名 称			連絡配管路出入口 (廃棄物処理棟ハッチ 室 (二階)) *1	撤去
主要 寸法	堰 の 高 さ	mm	150 以上*2, *5	
床面及び壁面の塗装の範囲*3		—	床面及び床面から堰の 高さ以上までの壁面	
材 料	堰	—	鉄筋コンクリート	
	床面及び壁面の塗装*3	—	エポキシ樹脂	
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	—	
	設 置 床	—	廃棄物処理建屋 EL. 15.80 m*4	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		

注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「(10) 連絡配管路出入口」と記載。

*2: EL. 15.80 mからの高さ。

*3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。

*4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「廃棄物処理棟ハッチ室 (二階)」と記載。

*5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「15 cm 以上」と記載。

表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト (31/31)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 *1		重大事故等対処設備 *1		名称	設計基準対象施設 *1		重大事故等対処設備 *1	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
堰その他の設備	-	原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰	キヤスタク搬出入用出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			サイトバンカトラックエリア出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			廃棄物処理建屋機器搬出入用出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			雑固体ドラム搬出入用出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			ドラム搬入室出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			廃棄物処理建屋出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			焼却設備機器搬出入用出入口	B	-	-	-	変更なし	-	-	-	
			連絡配管路出入口 (中廊下(二階))	B	-	-	-	撤去	-	-	-	
			サイトバンカ非常用出入口	B	-	-	-	撤去	-	-	-	
			連絡配管路出入口 (廃棄物処理棟ハッチ室(二階))	B	-	-	-	撤去	-	-	-	

注記 *1: 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「5 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。